

委託契約書(案)

収入
印紙
貼付

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「甲」という。）と□□□□（以下「乙」という。）とは、令和6年度全国高等学校総合体育大会駐車場等警備業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲が実施する令和6年度全国高等学校総合体育大会において、安全かつ円滑な大会運営が行われることを目的とする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、この契約の締結日から令和6年（2024年）9月30日（月）までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金□□□、□□□円（うち消費税額及び地方消費税額□□、□□□円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第□号の規定により免除する。」とする。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。承諾を得ようとする場合は、契約締結後15日以内に申請書を提出すること。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の内容の変更）

第8条 甲は、本契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、7日以内に業務の完了に関する報告書（以下「業務完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第 10 条 乙は、甲から前条第 2 項（同条第 3 項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第 11 条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第 10 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第 13 条 前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第 15 条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た情報を契約の目的外に利用し、または第三者に

提供してはならない。なお、契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 17 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 18 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする

令和 年 月 日

委託者 (甲) 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
令和 6 年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県実行委員会 会長 甲斐 直美

受託者 (乙)